

平成 29 年 7 月 4 日  
水管理・国土保全局 河川環境課・治水課

## 河川の規制緩和等を進め、地域の建設業を支えます。

～出水期に施工できる工種を緩和し、工事の平準化や工期の確保を促進～

～砂利採取の規制緩和を拡大し、河川砂利の有効活用を促進～

- 適切な防災措置を講じつつ、出水期間中においても、河川内での工事施工が可能な工種を緩和し、工事の平準化や一層適切な工期の確保を促進します。
- 民間事業者等による砂利採取の規制緩和をさらに拡大し、砂利採取許可量を、規制緩和に着手した平成 26 年に対し、概ね 5 ヶ年で倍増させます。

### 1. 出水期に河川内で工事施工できる工種の緩和について

近年の降雨観測や気象予報技術の進展等を踏まえて、作業員、資機材等の待避や流出防止などの適切な防災措置を講じることにより、治水上の安全が確保される工種について、平成 29 年度から全国の国管理河川を対象として、統一的に出水期間中においても施工を可能としました。

さらに、施工中においても堤防機能を低下させることなく施工が可能な工種についても、緩和の拡大に向けた検討に着手します。

これにより、施工時期の平準化(年間の河川工事の偏りを改善等)や、一層適切な工期の確保を促進し、生産性の向上に寄与します。

### 2. 砂利採取の規制緩和について

中州が発達する等、河川管理上支障が生じている箇所等について、平成 26 年度より、生態系や良好な河川景観等への影響が生じない範囲内で、民間事業者等による砂利採取を許可することで、掘削コストの縮減に努め、良質な砂利の有効活用を促進してきたところです。

しかし、近年、台風や局地的な豪雨等による出水が全国で頻発し、出水後の土砂堆積へのリスクも高まっているため、より適切かつ効率的な堆積土砂等への対応が求められることから、今般、各地方整備局等に対し、砂利採取規制計画を適宜見直し、砂利採取を活用した掘削をさらに促進するよう連絡を行ったところです。

これにより、砂利採取許可量が、規制緩和に着手した平成 26 年度時点の年間約 5 百万 m<sup>3</sup> から、概ね 5 ヶ年で約 1 千万 m<sup>3</sup> に倍増する見込みです。

#### 【 問合せ先 】

(出水期工事) 水管理・国土保全局 治水課

課長補佐 齊藤 喜浩 (内線:35572) 維持修繕係長 岡本 陽一 (内線:35633)  
代表:03-5253-8111 直通:03-5253-8454 FAX:03-5253-1604

(砂利採取) 水管理・国土保全局 河川環境課 河川保全企画室

課長補佐 田中 徹 (内線:35468) 保全技術係長 林 孝 (内線:35466)  
代表:03-5253-8111 直通:03-5253-8448 FAX:03-5253-1603